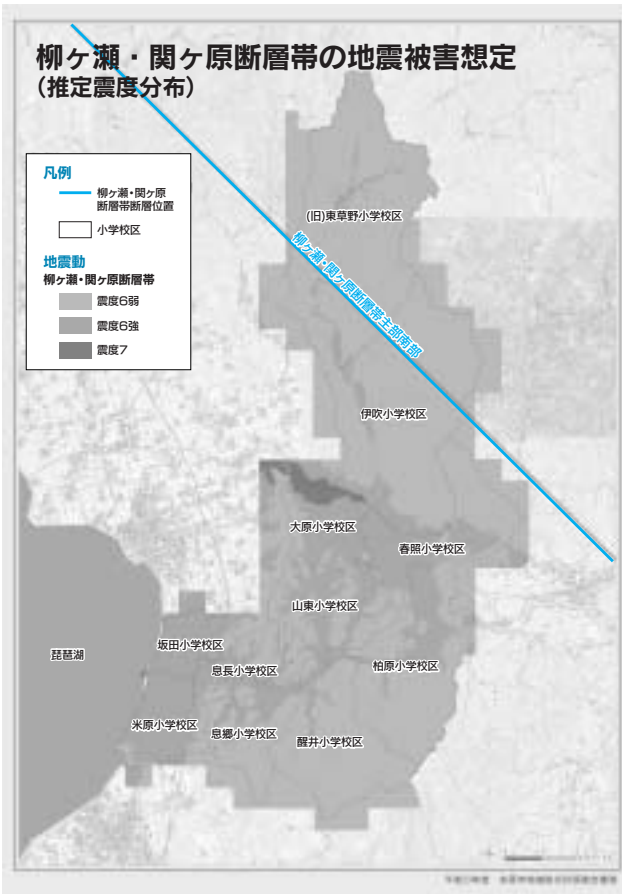


パブリック コメント

「地域防災計画」 の素案について ご意見を 募集します



マグニチュード8.2の地震で、市内の大部分で震度6弱以上、局所的に震度7の揺れを想定しています。

市では、平成23年度から災害履歴等をもとに、災害危険度を評価するための「防災アセスメント調査」を実施し、防災計画を見直す上での基礎資料を作成したほか、職員による検討チームを編成して計画の見直しを進めてきました。

また、「米原市防災会議」を開催して関係機関との協議を行う一方、各区長さんにアンケートを実施するなど、防災上の地域課題等の把握を行いました。

このたび計画素案がまとまりましたので、今回の見直しに関する大きな特徴などについて、みなさんにお伝えします。

ポイント1 アセスメント調査の結果を踏まえた被害想定の見直し

県内には多くの活断層が存在していますが、その中でも市内に最も大きな被害を及ぼすと考えられる、「柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯」の地震を想定し（左上図参照）、被害想定を見直しました。

新たな被害想定による最大避難者数は5,918人（一時的な避難は除く）、建物の全壊3,355棟、半壊3,876棟で、これに伴って備蓄計画も見直しました。

ポイント2 孤立するおそれのある地域への対策

災害が発生した場合、伊吹北部地域を中心に、道路の寸断等によって孤立するおそれのある地域があります。孤立が想定されるこれらの地域に対しては、次のような対策を盛り込みました。

- 物資の供給ルートが寸断することを見据えた「備蓄倉庫」の配置
- 陸上輸送が不可能になった場合の代替輸送手段として「ヘリポート候補地」の選定

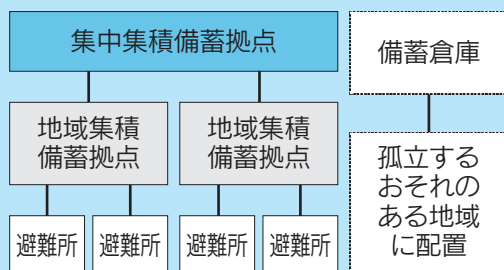
ポイント3 災害に備えた集積・備蓄拠点の再配置

避難者が生活するための物資の備蓄はもちろんのこと、東日本大震災でも大きな課題となったように、効率的に物資を供給するしくみづくりが重要です。

このことを踏まえ、市全体の避難所を効率的にカバーできる配置について検討を行い、集積・備蓄拠点の再配置計画案をまとめました。

- 外部からの救援物資を受け入れるための集中集積備蓄拠点を新設
- 市全体の避難所に迅速に物資が供給できるよう、小学校区ごとに地域集積備蓄拠点を設置

再配置計画案のイメージ



避難所や集積備蓄拠点を結ぶ道路は、補給ルートとして計画的に整備していきます。

意見の提出について

この計画は、「地域の絆で災害に強いまちをつくる」ための大切な計画です。みなさんからのご意見を、ぜひお寄せください。

●意見の募集期間

平成24年12月3日(月)～
平成25年1月7日(月)

●計画案の閲覧場所

計画案などの詳細は、市公式ウェブサイトまたは市役所各庁舎と市立図書館の「市政情報プラザ」、行政サービスセンターで閲覧できます。



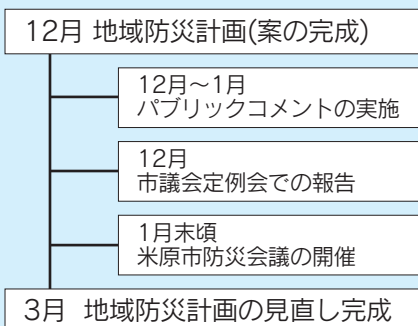
●意見の提出先

閲覧場所で直接提出いただくか、郵送・ファックス・電子メールで下記まで提出してください。

米原市 防災危機管理局(近江庁舎)
〒521-8601
米原市顔戸488番地3
☎52-6630 ☎52-6930

今後の予定について

計画の見直し後、洪水ハザードマップ(*)などの内容を盛り込んだ「米原市総合防災マップ」を市民のみなさんのもとへお届けする予定です。



*ハザードマップとは、浸水予測結果に基づいて、浸水する範囲と避難所などの情報を示したものです。

●現行計画

| |
|-------|
| 1次避難所 |
| 2次避難所 |
| 福祉避難所 |

●見直し案

| |
|--|
| 広域避難所 災害から身を守るために一時的に避難する場所。必要に応じて介護や医療相談等を受ける福祉避難室を設ける。小中学校などの公共施設で市が指定・管理する。 |
| 自治会避難場所 災害から身を守るために一時的に避難したり、自治会が集団を形成したりする場所。自治会館や公園・広場などで、自治会が指定・管理する。 |
| 福祉避難所 災害後に長期的な生活を送る場合、特別な配慮を必要とする要援護者が福祉施設等へ緊急入所できない場合に収容する場所。市内の社会福祉施設等で、市が指定・管理する。 |

現行計画では、「避難所の呼び方が二次避難所(主に市の施設)」「二次避難所(主に自治会の施設)」と分かりにくく、その管理責任も不明確になっていました。そのため、今回の見直しでは、市と地域(自治会)との役割分担を明確にして、分かりやすい名称に変更しました。

また、今回新たに「民間等協力緊急避難所」を位置付け、自治会避難場所の老朽化や避難経路の確保が困難な場合等の緊急避難所として活用していきます。さらに、滋賀県唯一の新幹線停車駅を持つ米原市の初めての措置として、鉄道が不通になった場合等、帰宅困難者が大量に発生した場合の対策を新たに盛り込みました。

ポイント4 避難計画の見直し 避難所の再配置

ポイント5 「原子力対策編」を新たに策定

滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)に基づいて、隣接する福井県での原発事故を想定した計画を新たに策定しました。

―退避・避難の考え方―

現在、県が示している想定では、米原市は屋内退避が必要となる可能性がある地域とされているところですが、原発事故により放射性物質が放出され、米原市においても汚染の危険が発生した場合は、状況に応じて「屋内退避」や「コンクリート屋内退避」という方法で市民のみなさんの安全の確保を図ります。

―安定ヨウ素剤の配布―

放射性ヨウ素による甲状腺被ばくのおそれがある場合、市民のみなさんを健康被害から守るために、医療機関と連携して安定ヨウ素剤を配布します。なお、原子力災害対策編については、国や県においても継続検討中であることから、今後、その動向に応じて、改めて見直していきます。

また、放射能汚染が拡大した場合は、「遠隔地避難」が必要になることも想定し、避難者の受入等について遠隔地の自治体等との協定締結を進めていきます。さらに、避難するための交通手段を確保するため、バス会社等との協定締結も進めていきます。

(仮称)米原市こども条例の パブリックコメントを実施します

～子どもの育ちと子育てを社会全体で支え合うために～

子どもはまちの宝です！

子どもの心がけ

子どもは社会の一員です。
次のことをみんなで心がけましょう

- ◆命の尊さを知り、自分自身を大切にしましょう。また人を思いやる気持ちを大切にしましょう
- ◆基本的な生活習慣を身に付けて、社会のルールを守りましょう
- ◆夢と希望を持って努力する気持ちを大切にしましょう
- ◆あいさつを心がけて、周囲の人へ「ありがとう」の感謝の気持ちを持ちましょう

この条例は、未来を担う子どもたちが、心身ともに健やかに育つことを願い、全ての人々が安心して子どもを産み育てることができるよう、地域全体で子どもを守り、育てるまちづくりを実現することを目的に策定しています。

こども条例策定審議会では、この条例の制定に向けて、これまで5回にわたり審議を重ねてきました。委員のみなさんからは

- 「地域みんなが子育てに関して様々な役割を担っていることを意識してほしい」
 - 「子どもたちには命の尊さを知り人を思いやる気持ちを大切にしてほしい」
 - 「周囲の人々へ“ありがとう”の感謝の気持ちを忘れない子どもに育てしてほしい」
- など、多くの意見が出されました。

そして、このたび条例の素案がまとまりましたので、みなさんにお知らせします。子育てを通じてみんながつながり、活気あふれるまちづくりを進めていくために、ぜひみなさんのご意見をお寄せください。

子どもの育ちの支援

健康な生活を送るための支援や虐待やいじめの予防・早期発見など

安全・安心な生活の確保

子どもに対する犯罪の防止や生活環境の整備など

子育ての支援

子どもを育てる力の向上や子育てと仕事の両立を支援する環境づくりなど

基本となる施策

推進計画に基づいて施策を展開し、その取り組みの評価も行っていきます。

インタビュー Interview



こども条例策定審議会
会長 今川 晃先生
(同志社大学政策学部 学部長)
副会長 牧野 唯先生
(名古屋女子大学家政学部 専任講師)

牧野先生コメント

子どもが将来に夢を持ち米原に誇りを感じるよう、大人の役割を再認識し、子どもの成長を支えることが求められています。

子どもと大人が絆を深め、地域・社会は連携して、協働する社会をつくるための条例になるよう願っています。

今川先生コメント

子どもが、家族や地域等の愛情を実感し、のびのびと安心して成長していくためには、まず何よりも大人社会の子どもとの接し方が問われると思います。

この条例をきっかけに、家族や地域等で意見交換が積極的になされることを期待します。

育ち学ぶ施設の役割

- ◆子どもが集団の中で学び、考える力を身に付け、知識の習得や心身の発達を助ける教育を推進すること
- ◆子どもの年齢や発達に応じた、学びと遊びの環境をつくること
- ◆子どもや保護者が相談しやすい環境を整え、人権やいじめの防止に関する教育を推進すること
- ◆地域に開かれた環境をつくること

12月22日(土)にルッチプラザで開催する「親子の絆フォーラム」で、条例の素案を紹介します。詳しくは24ページで。

市の役割

- ◆子どもの育成に関する施策を総合的・計画的に実施すること
- ◆各主体が相互に連携・協力して活動ができるよう、調整や支援を行うこと

地域みんな 協働の取り組みを！

地域の役割

- ◆地域の絆を大切にしながら、子どもを見守り、安心して過ごせる環境づくりに配慮すること
- ◆地域の伝統や文化を継承しながら、子どもが地域の一員として自主的に社会参加できるよう支援すること

家庭の役割

- ◆愛情とふれあいを大切にしながら絆を深め、子どもの心身のよりどころとなる家庭環境をつくること
- ◆子どもとともに育ち合い、基本的な生活習慣や社会の決まりを身につけ、心身ともに健康な生活を送ること

事業者の役割

- ◆子どもとの関わりを深めやすい職場環境をつくること
- ◆子どもの育成に関する活動を支援し、協力すること

条例制定後は、「米原市総合計画」「米原市次世代育成支援行動計画」に新たな視点を加えた「推進計画」を策定します。

まいばら親子の日

7月第4日曜日を「まいばら親子の日」に定める。

親子や地域の絆の向上

家庭や地域の絆を深めるための支援

子どもの社会参加の支援

子どもが意見を表明したり、社会参加の機会の確保など

保育・教育の充実

年齢や発達に応じた保育・教育の推進など

パブリックコメント

この条例の素案について、市民のみなさんからのご意見を次の通り受け付けます。

●意見の募集期間

平成24年11月27日(火)～平成24年12月26日(水)

●計画案の閲覧場所

計画案などの詳細は、市公式ウェブサイトまたは、市役所各庁舎と市立図書館の「市政情報プラザ」、行政サービスセンターで閲覧できます。

●意見の提出先

閲覧場所で直接提出いただくか、郵送・ファックス・電子メールで提出してください。ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

米原市 こども元気局(山東庁舎)
〒521-0292 米原市長岡1206番地
☎55-8104 ☎55-4040